

最終処分場跡地に係る指定区域の指定一覧

整理番号	指定年月日	指定区分	所在地	最終処分場の設置者	区分	主な廃棄物	面積	石綿の有無
001	H21.11.6	①	中頭郡読谷村楚辺高土原2326番1の一部、2326番2の一部、2326番3の一部、2326番4の一部、2326番5の一部、2331番1の一部、2361番1の一部	拓南製鐵株式会社	管理型	鉱さい、レンガくず	16,264m ³ (施設面積20,382m ²)	無
002	H27. 3.24	①	国頭郡金武町字屋嘉山1851番9、1851番16、1851番17、2018番の一部及び2018番716	合資会社屋嘉産業	管理型	燃えがら、汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類、ばいじん、一般廃棄物	21,170m ² (埋立面積11,215m ²) ※一廃・産廃含む	無
003	H27. 3.24	①	沖縄市字池原勢頭原3302番1、3302番2、3302番3、3302番4、3302番5	拓南製鐵株式会社	管理型	鉱さい	5,167m ²	無
004	H27. 3.24	①	うるま市字具志川加天良原2549番2の一部、2550番、2552番、2559番、2560番、2570番1、2570番2、2571番	不二宮工業株式会社	安定型	コンクリートくず、アスファルトくず、ガラス・陶磁器くず、がれき類	7,152m ² (埋立面積 6,195m ²)	無

〔指定区分〕

- ① 廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第1号】
- ② 廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第2号】
- ③ 廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】
- ④ 市町村又は廃棄物処理業者(処分業の用に供するものに限る)が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】
- ⑤ 法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地 【令第13条の2第3号ロ】